

携帯電話周波数の利用拡大に関する イー・アクセスの取り組み

2004年11月4日
イー・アクセス株式会社



- I. 会社概要**
- II. 市場環境と新規参入の必要性**
- III. 免許条件に対する要望**

I. 会社概要

会社概要

(2004年9月末現在)

社名

イー・アクセス株式会社 (東証マザーズ上場、証券コード9427)

設立

平成11年11月1日(1999年11月1日)

資本金

138億円【株主資本 199億円】

財務状況

2003年度実績:売上高 381億円 経常利益27億円

2004年度見込:売上高 580億円 経常利益70億円

総資産:約700億円

従業員等

約750名

事業内容

ブロードバンドIP通信サービス

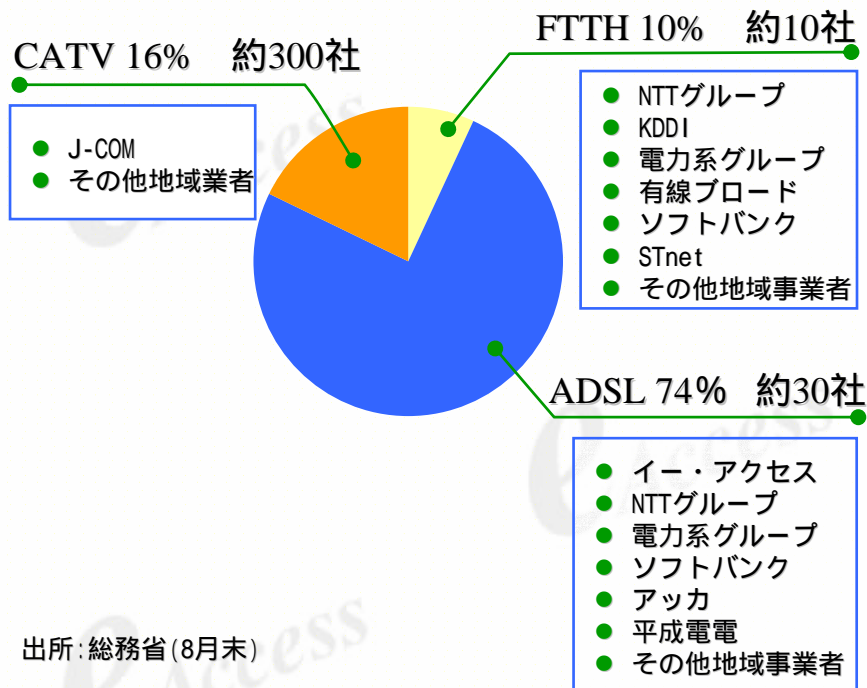
II. 市場環境と新規参入の必要性

移動体通信市場の現状

移動体通信市場は上位3社で寡占状態

固定ブロードバンド市場

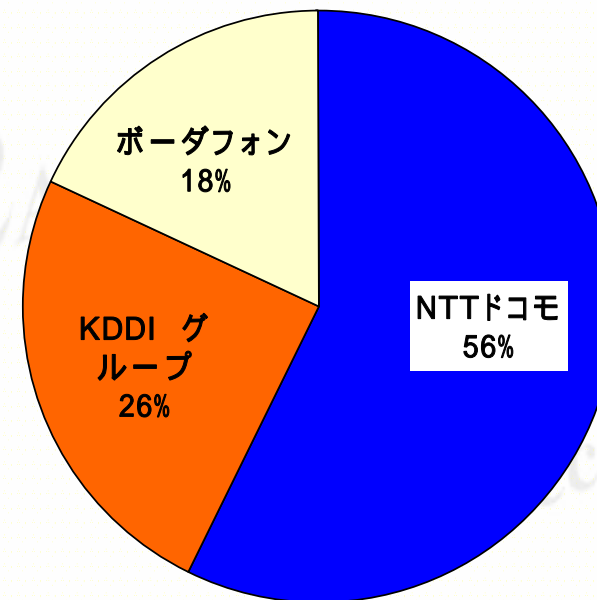
合計 約1,700万加入



市場規模7000億円
地域系含め300社以上が存在

移動体通信市場

合計 約8,400万加入

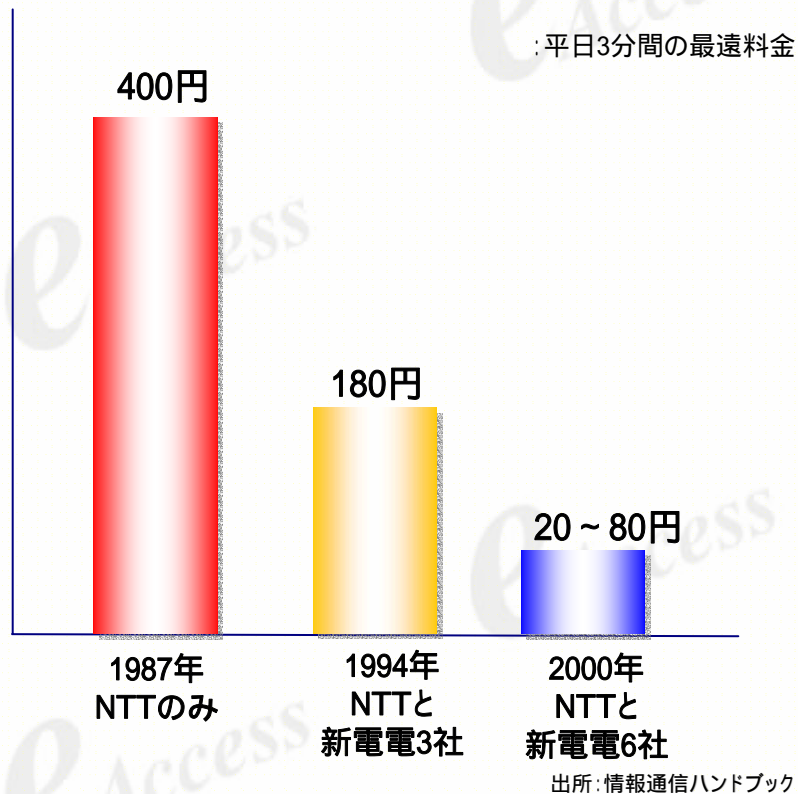


市場規模8.5兆円
3社

新規参入により消費者に大きなメリット

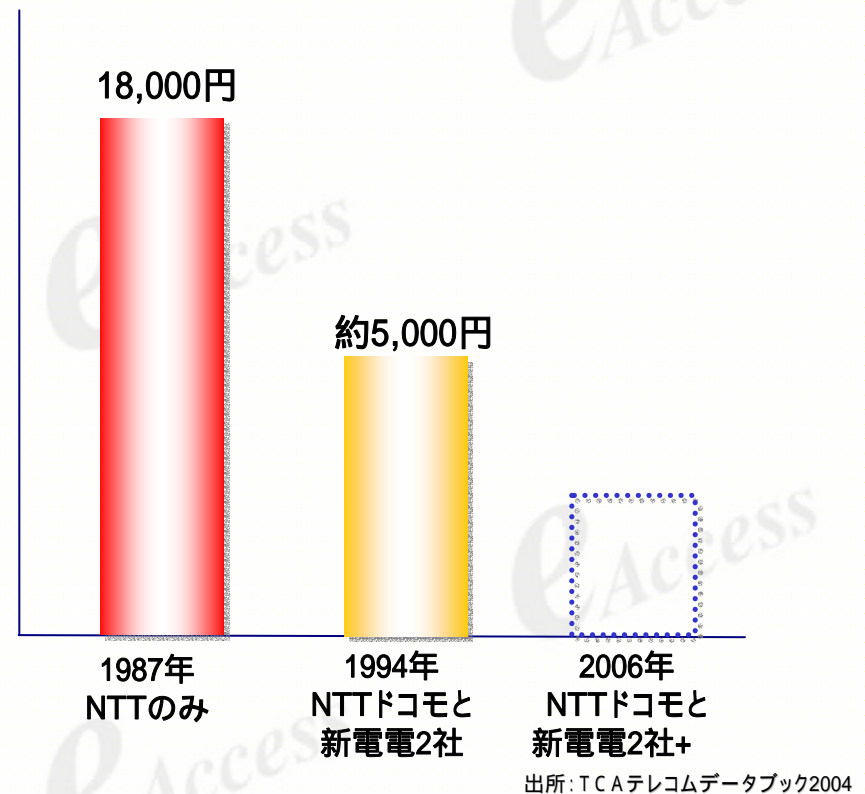
新規参入がなければ料金は下がらず、消費者不利に

日本の長距離電話料金の推移



新規参入により市場が活性化し、消費者有利に

日本の携帯電話基本料金の推移

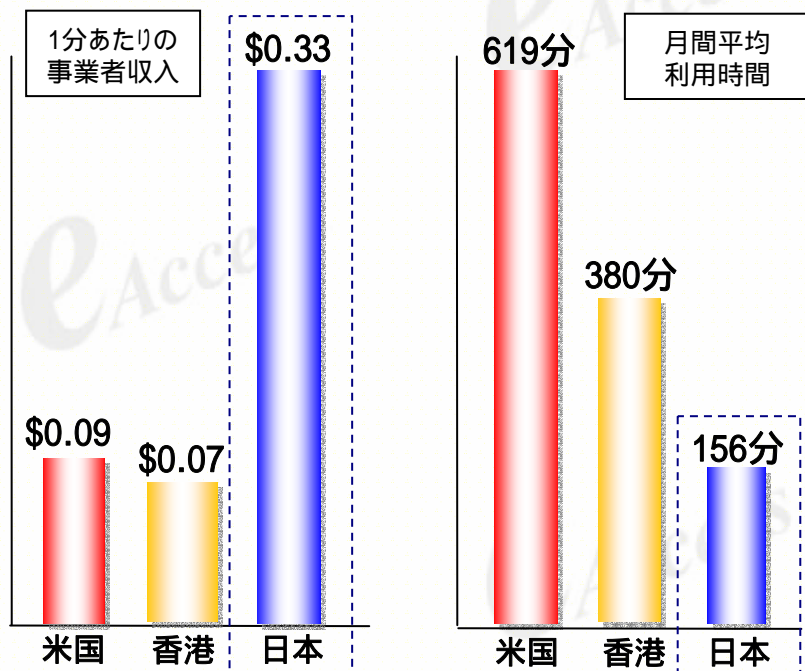


携帯電話料金は下げ止まり

携帯電話の料金

わずかな利用で高額な料金で国際的にも高い料金水準

日本の携帯電話料金はまだ高い

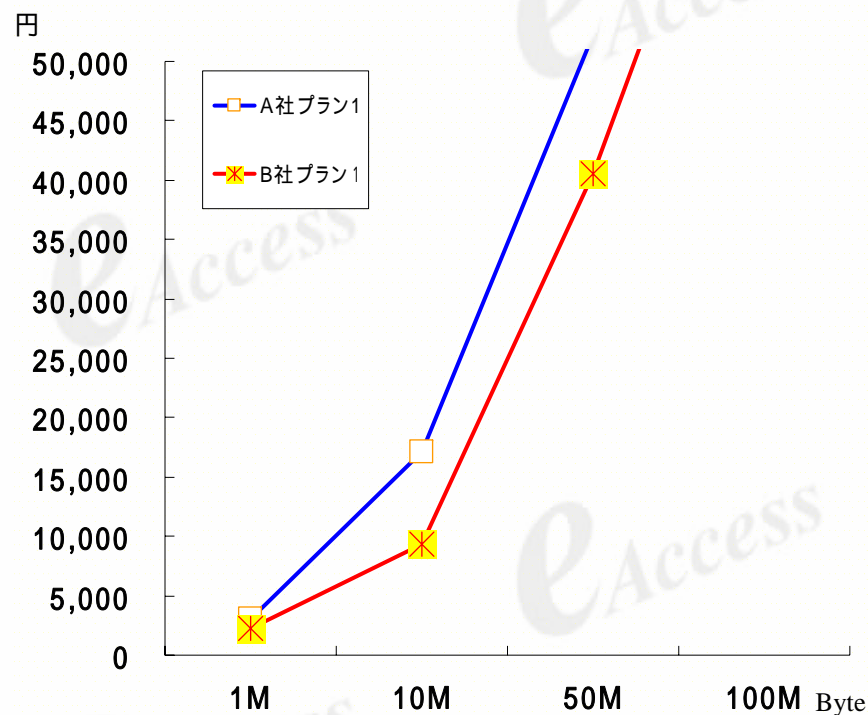


出所: メリルリンチ証券 2004年9月

料金水準は
米国の3.5倍

利用時間は
米国の1/3

モバイルデータ料金も非常に高い



*2004年10月現在

・A社、B社のカタログ等から、基本料金が最も安いデータ通信プランを選択し当社にて算出

イー・アクセス新規参入の意義

当社新規参入による健全な競争市場の形成

低料金・高速・定額の
モバイルブロードバンドサービスの提供

モバイルブロードバンド通信を広く普及
ユビキタス社会到来に貢献

III. 免許条件に対する要望

1) 対象周波数の使用について

1. 新規事業者のみが周波数を使用すべきか。また、周波数が不足する既存事業者も追加的に周波数を使用すべきか。

2GHz帯の周波数割当状況について

	NTTドコモ	KDDI (au)	Vodafone
周波数帯域幅	20MHz × 2	15MHz × 2	20MHz × 2
収容可能な最大加入者数	1,440万	1,080万	1,440万
加入者数	約650万	未公表	約26万人

現在、既存3社に割当てられている周波数帯域
232MHzで約8400万加入=1MHz当り36万人として
収容可能な加入者数

- ◆ 既存の事業者は当面は割当済みの周波数で十分
- ◆ 新規参入による競争促進を図るために、今回対象の周波数は新規事業者にすべて割当てられるべき

2) 将来の周波数逼迫の備えについて

2. 将来の周波数逼迫に備えて、一部の周波数を保留することとすべきか。

- ◆ 既存事業者は既に割当てられている周波数で十分
- ◆ 今回の1.7GHz, 2GHzについては保留するべきでない
- ◆ 将来的な逼迫については、周波数帯が使用可能となるスケジュールをまず総務省で明確にすべき
- ◆ その上で透明かつ公平なスキームで割当てべきであり、その際は、周波数の利用効率を考慮して割当てるべき

3. 新規事業者が当初使用する周波数幅は何MHz とすべきか。
また、いくつの新規事業者が参入すべきか。

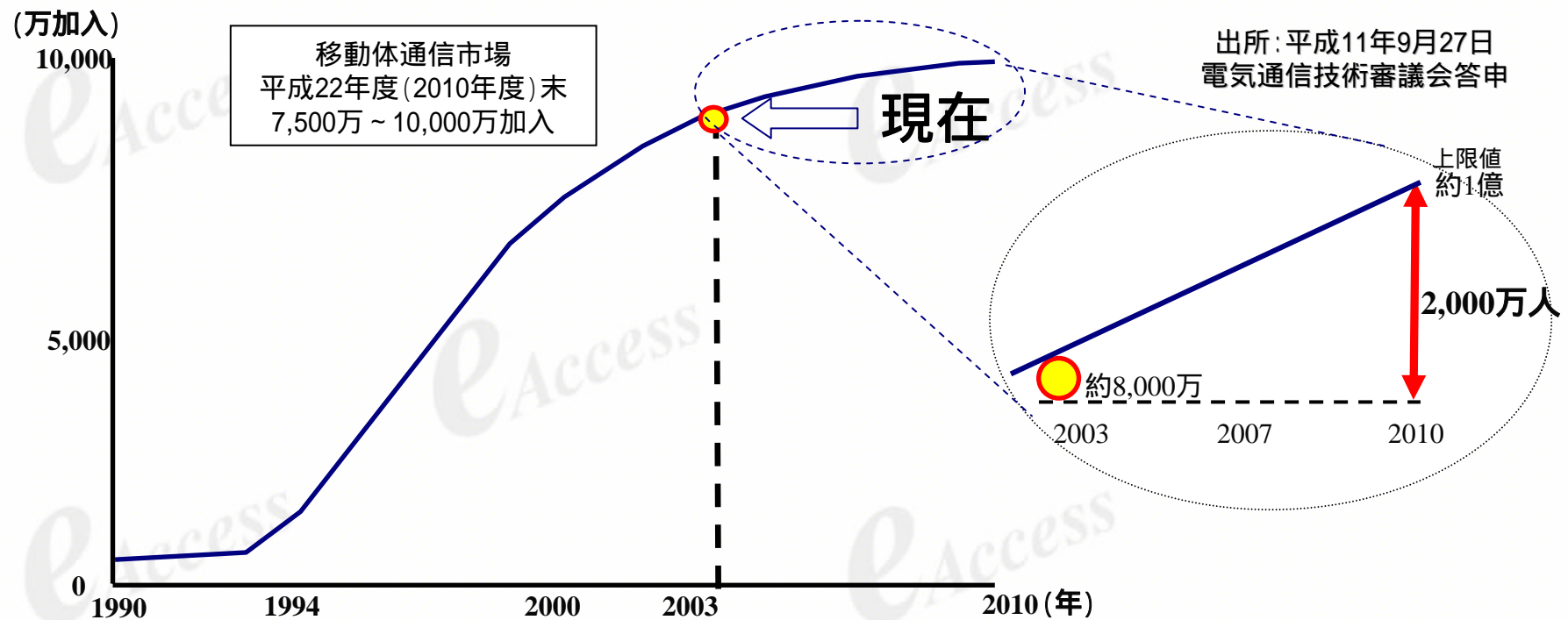
以下の項目を考慮に入れ新規事業者数及び割当周波数を決めるべきである

- ◆ 市場性
- ◆ 海外事例
- ◆ 割当可能周波数

3) 新規事業者の使用する周波数幅及び事業者の数

市場性

今後2,000万加入程度の市場拡大が見込まれる

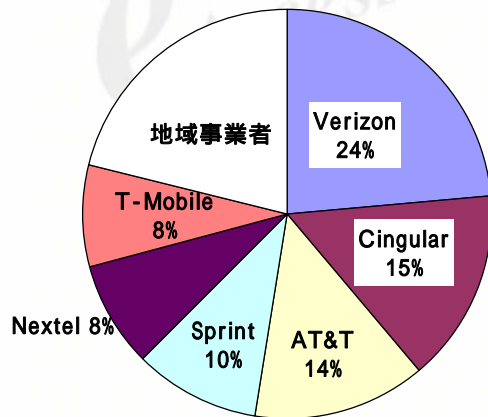


3) 新規事業者の使用する周波数幅及び事業者の数

海外事例

携帯電話先進国では、6社以上が競合しながら健全な市場を形成

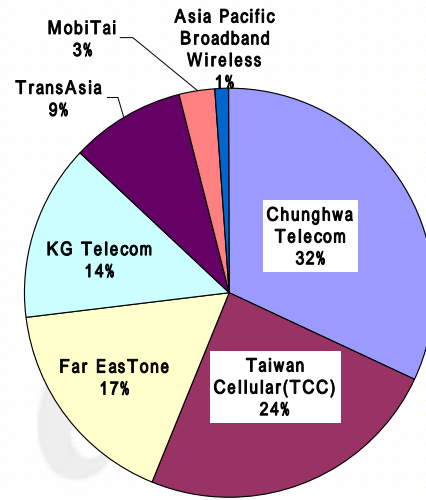
米国



各地域6社以上

加入者: 15,800万

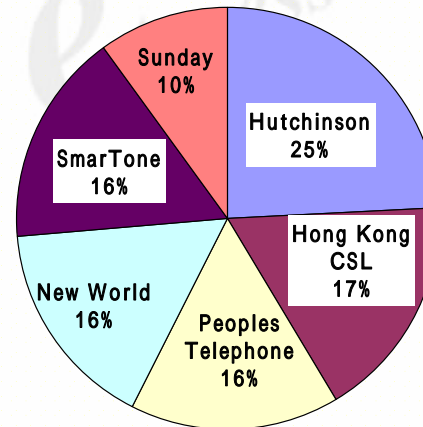
台湾



7社

加入者 2,300万

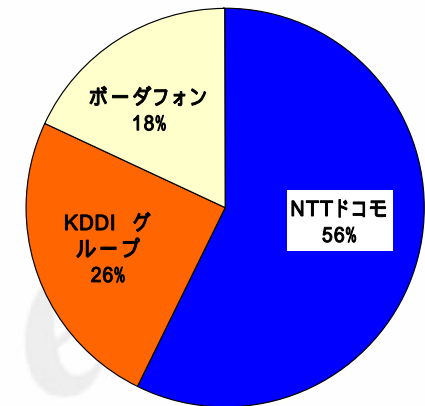
香港



6社

加入者 700万

日本



3社

加入者: 8,400万

3) 新規事業者の使用する周波数幅及び事業者の数

今後の市場見込や海外の市場例からも、新規参入する事業者の数と、それぞれが使用する周波数幅は次の通りとすることが適当

方式	新規参入事業者数と使用する周波数幅	1事業者あたりの収容可能加入者数(想定)
FDD 1.7GHz	2事業者 各事業者毎10MHz×2(上下)	720万
TDD 2.0GHz	1事業者 15MHz	540万

- ◆ 1.7GHzについては、最大の20MHz×2を割当ててべき
- ◆ 2GHzについては、15MHzを割当ててべき

4) 新規事業者が満たすべき要件

4. 新規事業者が満たすべき要件は何か(サービスの内容・提供地域・開始時期、1MHz幅あたり利用者数の見込み等)。

◆ 下記要件とすることが適当

サービスの内容	IMT-2000のコンセプトに準拠
提供地域	全国とする
エリア展開	事業開始後5年以内に地域ブロック単位で人口の50%以上
開始時期	要件とする必要はない
1MHz幅あたりの利用者数の見込み	要件とする必要はない 事業者の平均に比べ著しく低い場合は精査が必要

5) 新規事業者同士の競合の場合の選定基準

5. 周波数の使用について新規事業者同士が競合する場合は、どのような基準により選定をすべきか。

◆ 下記の点を考慮して選定を行うべき

- 通信事業の経験
- 通信事業者としての経営実績・管理実績
- 事業計画の実現性
- 技術力(実証実験での実績等)
- 財務基盤

6) 追加的に周波数を使用する場合の要件

6. 事業者が追加的に周波数を使用する際の要件は何か(過去の実績を基にした利用者数の見込み等)。

◆ 必要性の証明

- 過去の実績に基づいた利用者数の見込み
- 既に割当てられている周波数を有効に使っていることのチェック

◆ 手続きの公平性・透明性

7) 各周波数帯における新規事業者の参入

7. 1.7GHz、2GHz、2.5GHzの各周波数帯において、それぞれ異なる新規事業者が周波数を使用することとすべきか。

- ◆ 原則的には異なる新規事業者に割り当てるべき
- ◆ ただし、申請する事業者の希望により判断すべきであり、免許条件の段階で結論を出すべき問題ではない

8) その他

- ◆ 新規参入を認めるかどうかの判断を行う透明なスキームが必要
- ◆ 有効に利用されていない周波数については返上をさせ、再配分するスキームが必要